

あきた賃上げ 緊急支援金



秋田県では、従業員の賃金を一定額以上引き上げた中小企業等を対象に、
1人あたり最大5万円の支援金を支給します。
(1事業所あたり**上限50万円**)

支給対象者	① 法人 県内に事業所を有する中小企業、またはこれに準ずる者(公益法人、協同組合等を含む) ② 個人 税務署に開業届出書を提出し、従業員を1名以上雇用して事業を行っている者 (詳しくは裏面へ)
支給額	- 週所定労働時間が30時間以上の正規雇用労働者1人あたり：5万円 - 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の正規雇用労働者1人あたり：3万円 - 非正規雇用労働者(パート・アルバイト等)1人あたり：3万円 ※非正規雇用労働者の場合、週所定労働時間が20時間以上である必要があります。 ※申請後、1年間は雇用を継続する見込みである必要があります。 ・1事業所あたり：上限50万円 ※事業所とは、事務所(本社、支社、営業所など)、店舗、工場などを指します。
支給要件	令和7年8月25日から令和8年3月31日までの間に、 時間給 1,000円 以下の従業員を 1,031円 以上に引き上げること。
受付期間	令和8年 1月5日 (月)～令和8年 6月30日 (火)(予定)

支援金申請について

必要書類



- ① 申請書兼請求書
- ② 支給対象労働者一覧
- ③ 支給対象労働者に係る労働条件変更通知書の写し
- ④ 賃金台帳の写し(賃金改定前月及び賃金改定月分)
- ⑤ 口座振替依頼書
- ⑥ 支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- ⑦ 法人の場合は、履歴事項全部証明書(申請日から3か月以内のもの)
- ⑧ 個人事業主の場合は、直近の確定申告書(「青色申告」又は「白色申告」)の写し
- ⑨ その他知事が必要と認める書類

支給対象事業者

法人の場合 次のチェック項目すべてに該当する者

- ☐ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等(宗教法人を除く。)、協同組合等及び普通法人に該当(※)する者であること。
- ☐ 県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が県内にあること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている者を除く。

※次の①から⑤のいずれかに該当する者は除く

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者(同窓会、同好会等)
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者(後援会等)
- ④ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体
- ⑤ みなし大企業

【中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者】

業種	資本金等の総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業、その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

個人の場合 次のチェック項目すべてに該当する者

- ☐ 秋田県内税務署へ開業届を提出していること。
- ☐ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であること。

法人・個人共通事項 次のチェック項目すべてに該当する者

- ☐ 県内の事業所に常時使用する労働者を1人以上雇用していること。
- ☐ 秋田県税に未納がないこと。
- ☐ 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- ☐ 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
- ☐ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ☐ 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員(以下、「暴力団等」という。)に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が当該事業者の経営に事実上参画していないこと。
- ☐ 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。
- ☐ 運営費の過半について、国又は地方公共団体からの補助や助成を受けていないこと。

申請方法



ホームページからの申請がスムーズです

🖥️ ホームページから申請

- Step 01 申請特設ページにアクセス
- Step 02 申請フォームに必要事項を入力
- Step 03 提出書類を添付して送信

申請完了

✉️ 郵送で申請

- Step 01 所定の申請用紙に必要事項を記入
- Step 02 提出書類を同封の上、下記へ郵送

【送付先】
〒010-0965 秋田県秋田市八橋新川向2-19
「秋田県賃上げ緊急支援事業事務局」宛

申請完了

お問い合わせ 秋田県賃上げ緊急支援事業事務局

TEL:018-827-7113 info@akita-chinage.jp

申請特設ページはこちら
<https://akita-chinage.jp/>

